改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

(1) 文字入力に関する機能改修

申請書等への文字入力に関する以下の改修を行います。

- ① 漢字検索機能の拡充
- ② 漢字検索機能を扱うことができる申請書様式の追加
- ③ 登記識別情報関係様式における漢字検索機能の追加
- ④ JIS 第三水準, 第四水準及び一部の非漢字の入力に関する入力補助機能の追加
- ⑤ 申請者が作成した外字(ビットマップファイル)の挿入機能の廃止
- (2) 入力した文字についてのエラーメッセージ表示に関する改善

申請書作成・編集画面において、全角入力項目についてのチェックでエラーが発生した場合、原因を容易に特定できるようエラーメッセージ表示を改善します。

(3) 供託手続の申請書様式の変更

「払渡請求書(2)振替国債」の申請書様式中、「口座区分」の項目を変更します。

(3)については、供託手続の申請書様式の更新となるため、更新対象の申請書様式を申請用総合ソフトのバージョンアップ前に作成・保存したときは、申請データを送信する前にバージョンアップを行った上で、当該申請書について「編集」又は「再利用」を指示し、様式を最新化した後に送信してください。

2 バージョンアップの方法

平成28年3月19日(土)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されませんのでご注意ください。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます。



※ バージョン3. 4A 以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、上記方法によりバージョンアップすることができませんので、「利用可能な更新があります」ダイアログから、「OK」ボタンをクリックして、バージョンアップを行ってください。誤って「スキップ」ボタンをクリックし、1週間以内に申請用総合ソフトのバージョンアップを行う場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

3 注意事項

以下のメッセージが表示された場合は、.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 (Windows 10 に標準でインストールされているもの)がインストールされていないため、「.NET Framework4.5.2 又は 4.6 のインストールについて(2)インストール方法」の手順を実施し、.NET Framework 4.5.2 又は 4.6 をインストールしてください。インストール後、申請用総合ソフトを起動すると再度「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、バージョンアップを行ってください。

